

阿賀野市告示第75号

阿賀野市行政組織改編に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

阿賀野市長 加藤 博 幸

阿賀野市行政組織改編に伴う関係告示の整理に関する告示

(阿賀野市広報広聴規程の一部改正)

第1条 阿賀野市広報広聴規程(平成16年阿賀野市告示第30号)の一部を次のように改正する。

第4条中「市長政策・市民協働課」を「まちづくり政策課」に改める。

第6条第4項中「市長政策・市民協働課長」を「まちづくり政策課長」に改める。

(阿賀野市健康づくり推進協議会設置要綱の一部改正)

第2条 阿賀野市健康づくり推進協議会設置要綱(平成16年阿賀野市告示第33号)の一部を次のように改正する。

第7条中「健康推進課」を「地域保健課」に改める。

(阿賀野市建設工事請負業者指名停止措置要領の一部改正)

第3条 阿賀野市建設工事請負業者指名停止措置要領(平成16年阿賀野市告示第36号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「管財課」を「財務課」に改める。

(阿賀野市工事成績評定実施要領の一部改正)

第4条 阿賀野市工事成績評定実施要領(平成16年阿賀野市告示第36号)の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式中「管財課」を「財務課」に改める。

(阿賀野市建設工事入札及び契約等の情報公表実施要綱の一部改正)

第5条 阿賀野市建設工事入札及び契約等の情報公表実施要綱(平成17年阿賀野市告示第42号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項並びに第5条第3項及び第4項中「管財課」を「財務課」に改める。

(阿賀野市公募型指名競争入札実施要綱の一部改正)

第6条 阿賀野市公募型指名競争入札実施要綱(平成17年阿賀野市告示第91号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「管財課」を「財務課」に改める。

(阿賀野市要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部改正)

第7条 阿賀野市要保護児童対策地域協議会設置要綱(平成18年阿賀野市告示第267号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第8号中「社会福祉課及び健康推進課職員」を「福祉支援課及び地域保健課職員」に改める。

第8条中「阿賀野市役所健康推進課」を「地域保健課」に改める。

(阿賀野市男女共同参画プラン推進協議会設置要綱の一部改正)

第8条 阿賀野市男女共同参画プラン推進協議会設置要綱(平成18年阿賀野市告示第292号)の一部を次のように改正する。

第7条中「企画財政課」を「まちづくり政策課」に改める。

(阿賀野市福祉有償運送運営協議会設置要綱の一部改正)

第9条 阿賀野市福祉有償運送運営協議会設置要綱(平成18年阿賀野市告示第334号)の一部を次のように改正する。

第9条中「社会福祉課」を「福祉支援課」に改める。

(阿賀野市男女共同参画プラン庁内推進委員会設置要綱の一部改正)

第10条 阿賀野市男女共同参画プラン庁内推進委員会設置要綱(平成18年阿賀野市告示第348号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「企画財政課長」を「まちづくり政策課長」に改める。

第7条中「企画財政課」を「まちづくり政策課」に改める。

別表を次のように改める。

阿賀野市男女共同参画プラン庁内推進委員	備考
副市長	委員長
総務部長	副委員長
総務課長	
危機管理課長	
まちづくり政策課	
財務課長	
市民生活課長	
地域保健課長	
福祉支援課長	
こども課長	
生涯学習課長	
農林課長	

商工観光課長	
学校教育課長	
農業委員会事務局長	
消防本部消防長	

(阿賀野市地域生活支援事業実施要綱の一部改正)

第11条 阿賀野市地域生活支援事業実施要綱(平成18年阿賀野市告示第369号)の一部を次のように改正する。

第2号様式中「社会福祉課 阿賀野市障害者総合相談支援センター」を「福祉支援課 障がい者基幹相談支援センター」に改める。

第4号様式中「阿賀野市役所社会福祉課阿賀野市障害者総合相談支援センター」を「阿賀野市役所福祉支援課障がい者基幹相談支援センター」に、「社会福祉課 阿賀野市障害者総合相談支援センター」を「福祉支援課 障がい者基幹相談支援センター」に改める。

(阿賀野市障害者自立支援協議会要綱の一部改正)

第12条 阿賀野市障害者自立支援協議会要綱(平成19年阿賀野市告示第157号)の一部を次のように改正する。

第8条中「社会福祉課阿賀野市障害者基幹相談支援センター」を「福祉支援課障害者基幹相談支援センター」に改める。

(阿賀野市入札監視委員会設置要綱の一部改正)

第13条 阿賀野市入札監視委員会設置要綱(平成19年阿賀野市告示第186号)の一部を次のように改正する。

第11条中「管財課」を「財務課」に改める。

(阿賀野市ファミリーサポートセンター事業実施要綱の一部改正)

第14条 阿賀野市ファミリーサポートセンター事業実施要綱(平成19年阿賀野市告示第237号)の一部を次のように改正する。

第4条中「社会福祉課」を「こども課」に改める。

(阿賀野市食育推進協議会設置要綱の一部改正)

第15条 阿賀野市食育推進協議会設置要綱(平成20年阿賀野市告示第14号)の一部を次のように改正する。

第8条中「健康推進課」を「福祉支援課」に改める。

(阿賀野市食育ネットワーク委員会設置要綱の一部改正)

第16条 阿賀野市食育ネットワーク委員会設置要綱(平成20年阿賀野市告示第15号)の一部を次のように改正する。

第8条中「健康推進課」を「福祉支援課」に改める。

(阿賀野市広告掲載取扱要綱の一部改正)

第17条 阿賀野市広告掲載取扱要綱(平成20年阿賀野市告示第167号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「市長政策・市民協働課長、企画財政課長」を「まちづくり政策課長、財務課長」に改める。

(阿賀野市「あがの市政出前講座」実施要綱の一部改正)

第18条 阿賀野市「あがの市政出前講座」実施要綱(平成21年阿賀野市告示第122号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び第2項、第7条並びに別記様式中「市長政策・市民協働課」を「まちづくり政策課」に改める

(阿賀野市自殺対策推進協議会設置要綱の一部改正)

第19条 阿賀野市自殺対策推進協議会設置要綱(平成21年阿賀野市告示第176号)の一部を次のように改正する。

第7条中「健康推進課」を「地域保健課」に改める。

(阿賀野市低入札価格調査制度実施要綱の一部改正)

第20条 阿賀野市低入札価格調査制度実施要綱(平成22年阿賀野市告示第36号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項第3号中「管財課長」を「財務課長」に改め、同条第6項中「管財課」を「財務課」に改める。

(阿賀野市病児保育室における意見、要望等の相談解決実施要綱の一部改正)

第21条 阿賀野市病児保育室における意見、要望等の相談解決実施要綱(平成24年阿賀野市告示第153号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「社会福祉課児童福祉係長」を「こども課こども福祉係長」に改める。

(阿賀野市地域福祉計画策定委員会設置要綱の一部改正)

第22条 阿賀野市地域福祉計画策定委員会設置要綱(平成25年阿賀野市告示第68号)の一部を次のように改正する。

第8条中「社会福祉課」を「福祉支援課」に改める。

(阿賀野市健康あがの21策定委員会設置要綱の一部改正)

第23条 阿賀野市健康あがの21策定委員会設置要綱(平成25年阿賀野市告示第221号)の一部を次のように改正する。

第9条中「健康推進課」を「地域保健課」に改める。

(阿賀野市老人ホーム入所判定委員会設置要綱の一部改正)

第24条 阿賀野市老人ホーム入所判定委員会設置要綱(平成27年阿賀野市

告示第134号)の一部を次のように改正する。

第3条第4号及び第5条第2項中「高齢福祉課長」を「福祉支援課長」に改める。

第7条中「高齢福祉課」を「福祉支援課」に改める。

(阿賀野市子育て支援施設における意見、要望等の相談解決実施要綱の一部改正)

第25条 阿賀野市子育て支援施設における意見、要望等の相談解決実施要綱(平成28年阿賀野市告示第115号)の一部を次のように改正する。

第3条中「社会福祉課児童福祉係長」を「こども課こども福祉係長」に改める。

(阿賀野市長交際費の支出及び公表に関する要綱の一部改正)

第26条 阿賀野市長交際費の支出及び公表に関する要綱(平成28年阿賀野市告示第165号)の一部を次のように改正する。

第5条中「市長政策・市民協働課」を「総務課」に改める。

(阿賀野市養育支援訪問事業実施要綱の一部改正)

第27条 阿賀野市養育支援訪問事業実施要綱(平成28年阿賀野市告示第222号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「社会福祉課」を「地域保健課」に改める。

(阿賀野市認知症高齢者等見守り事業実施要綱の一部改正)

第28条 阿賀野市認知症高齢者等見守り事業実施要綱(平成29年阿賀野市告示第142号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号、第4条、第5条及び第6条中「市高齢福祉課地域包括支援センター」を「市福祉支援課地域包括支援センター」に改める。

(阿賀野市児童館における意見等の相談解決実施要綱の一部改正)

第29条 阿賀野市児童館における意見等の相談解決実施要綱(令和2年阿賀野市告示第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「社会福祉課長」を「こども課長」に改める。

(阿賀野市児童館運営委員会設置要綱の一部改正)

第30条 阿賀野市児童館運営委員会設置要綱(令和2年阿賀野市告示第28号)の一部を次のように改正する。

第7条中「社会福祉課」を「こども課」に改める。

(阿賀野市電力の調達に係る環境配慮実施要綱の一部改正)

第31条 阿賀野市電力の調達に係る環境配慮実施要綱(令和3年阿賀野市告示第99号)の一部を次のように改正する。

第6条中「総務部管財課」を「財務課」に改める。

第7条中「総務部管財課長」を「財務課長」に改める。

(阿賀野市中学生以下の子どもに対するインフルエンザ予防接種費用全額助成事業実施要綱の一部改正)

第32条 阿賀野市中学生以下の子どもに対するインフルエンザ予防接種費用全額助成事業実施要綱(令和4年阿賀野市告示第125号)の一部を次のように改正する。

第3号様式中「健康推進課(水原保健センター)」を「福祉支援課」に、「健康推進課[]」を「福祉支援課[]」に改める。

(阿賀野市環境推進委員会設置要綱の一部改正)

第33条 阿賀野市環境推進委員会設置要綱(令和6年阿賀野市告示第95号)の一部を次のように改正する。

別表中「管財課長」を「財務課長」に改める。

(阿賀野市人権教育・啓発推進委員会設置要綱の一部改正)

第34条 阿賀野市人権教育・啓発推進委員会設置要綱(令和6年阿賀野市告示第104号)の一部を次のように改正する。

別表(第3条関係)を次のように改める。

総務課長、まちづくり政策課長、市民生活課長、地域保健課長、福祉支援課長、こども課長、生涯学習課長、学校教育課長

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。